

1999年10月から施行されている。

その後、産業における過剰供給構造⁶と過剰債務問題の深刻化に伴い、これらの問題に対処するため、事業活動や設備導入などの計画類型の追加⁷、認定事業者に対する支援措置等の拡充⁸、中小企業再生支援協議会⁹の設置等を内容とする改正が2003年に行われた。

さらに、2007年4月には、「新経済成長戦略」(2006年6月、経済産業省)の取りまとめ、また、これを具現化し、イノベーションによる生産性向上や地域経済の活性化等により年率2.2%以上の実質経済成長を目指す「経済成長戦略大綱」(同年7月、財政・経済一体改革会議)の策定を踏まえ、我が国経済が持続的に発展していくためのイノベーションの促進による中期的な生産性の向上を図るため、経営資源の外部からの導入や異分野の経営資源の融合による事業革新を促進するための措置¹⁰、また、早期の事業再生手続を円滑化するための措置¹¹等を内容とする改正が行われた。

(2) 改正の概要

今回の産活法の改正においては、産活法の題名を「産業活力の再生及び産業活動の革

-
-) 研究成果が得られた場合には国に報告すること。
 -) 国が公共の利益のために必要がある場合に、当該知的所有権を無償で国に実施許諾すること。
 -) 当該知的財産権を相当期間利用していない場合に、国の要請に基づいて第三者に対して当該知的財産権を実施許諾すること。

⁶ 「過剰供給構造」とは、供給能力が需要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる状態(現行産活法第2条第3項)をいい、相当長期に渡って稼働率の低下等需要と潜在的な供給力が著しく乖離している状況をいう。(現行産活法第3条第1項に基づき経済産業大臣が定める『我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針』)なお、2003年改正当時は、3つの過剰(過剰債務、過剰設備、過剰雇用)が解消されていないことから、我が国産業の国際競争力低下が懸念されていた。

⁷ 追加された事業活動及び設備導入計画の類型は以下の3つ。

- ・「共同事業再編計画」とは、2以上の事業者が共同して行う過剰供給構造の解消を目指した事業活動に関する計画をいう。(現行産活法第2条第3項)
- ・「経営資源再活用計画」とは、合併等により他の事業者から事業を承継し、承継した経営資源を有効に活用して事業の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動に関する計画をいう。(現行産活法第2条第4項)
- ・「事業革新設備導入計画」とは、事業革新に必要な設備であって、当該設備を導入しようとする事業者が、()現に有しておらず、かつ、初めて導入するもので、()自ら研究開発した新技術を利用した設備導入に関する計画をいう。(現行産活法第2条第8項)

⁸ 主なものとして、合併等の組織再編にかかる簡易な手続に関する商法の特例等がある。

⁹ 中小企業再生支援協議会は、商工会議所、商工会、政府系金融機関、地域の金融機関、中小企業支援センター及び自治体等から構成され、関係者間の日常的な連携を図ることで、地域の実情に応じたきめ細かな中小企業の再生への取組を支援するため、経済産業大臣の認定により設置される機関をいう。

¹⁰ 追加された事業活動計画の類型は以下の2つ。

- ・「技術活用事業革新計画」とは、事業者が行おうとする事業のうち、他者から獲得した技術や知的財産を活用して研究開発・革新的な事業を行うことで、当該事業者の事業の生産性を著しく向上させることを目指した事業活動に関する計画をいう。(現行産活法第2条第6項)
- ・「経営資源融合計画」とは、分野の異なる事業者が、それぞれの経営資源を有効に組み合わせ一体的に活用して、著しく高い生産性が見込まれる事業を行うことを目指した事業活動に関する計画をいう。(現行産活法第2条第7項)

¹¹ 主なものとして、私的整理を活用した事業再生を円滑化するためのつなぎ融資に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証制度等がある。

新に関する特別措置法」に改め、法律の目的を、従来の「我が国産業の活力の再生」に「我が国産業が最近における国際経済の構造的な変化に対応したものとなるための産業活動の革新」を加える。これは、産活法が産業の「再生」に加え、産業の「革新」に重点を置くことを示しており、この根底には、世界経済の環境変化に適応して経済成長の軌道を回復させ、成長を維持していくためには産業における「革新」こそが重要であるとする考え方がある。

今回の改正は、主に以下に掲げる4つの柱から構成される。以下、順に概説する。

産業活力再生特別措置法の一部改正

- ・資源生産性の向上
- ・資金調達の円滑化
- ・オープン・イノベーションの促進
- ・中小企業に対する事業再生支援の強化

(3) 資源生産性の向上

ア 改正の経緯

前述した「新経済成長戦略改訂版」では、2006年6月以後の2年間で発生した最大の環境変化は資源価格の高騰とそれに伴う交易条件の悪化による資源国等への所得流出であるとして、このような環境変化に対応していくため、資源生産性¹²の抜本的向上に集中投資し、資源高時代・低炭素社会の勝者になることを基本戦略に掲げている。具体的には、我が国経済の成長にとって重荷となっている資源価格高騰については、これを新興国の台頭による需要の拡大という構造的な問題として捉え、今後中長期的にこの基調が続くとの認識の下、我が国がこれに耐えうる経済産業構造に抜本的に転換していく必要があることを、また、一方では、我が国が誇る省エネ・新エネに対する知恵や技術等を最大限いかして、官民が共に資源生産性の抜本的な向上に集中投資することで、我が国経済のコスト負担増大を克服し、同時に、他を寄せ付けない競争力を勝ち取ることができると指摘している。

以上のような指摘を踏まえ、企業又は一定の事業所（以下「企業等」という。）における資源生産性を向上する取組に対する支援を制度化するため、産活法における事業活動計画や設備導入計画の中に、新たに資源生産性の向上に関する計画（資源生産性革新計画及び資源制約対応製品生産設備導入計画）の認定制度が創設される。なお、新たに2つの計画類型創設に併せて、既存の計画類型が見直され、共同事業再編計画と技術活用事業革新計画が廃止される。これらの計画類型については、利用状況（認定件数）の低迷に加え、共同事業再編計画においては、全国規模での市場における過剰供給構造が解消されていること、事業のリストラ的な再編は企業

¹² 「資源生産性」とは、エネルギーの使用又は鉱物資源の使用（エネルギーとしての使用を除く。）が事業者の経済活動に貢献する程度をいう。（改正産活法第2条第7項）ただし、鉱物資源の使用については当分の間、資源生産性革新計画の対象とされない。

価値の向上を伴ってしかるべきであり、既存の事業再構築計画で対応できるものであること、技術活用事業革新計画においては、技術や知的財産は事業再構築計画においても当然活用されてしかるべきものであることが廃止の理由とされる¹³。

イ 資源生産性革新計画

資源生産性革新¹⁴計画とは、企業等が資源生産性向上を経営の重要課題として事業全体を見直し、独自の技術開発の成果の活用や、他者との連携等、あらゆる方策を通じた取組による計画のことをいい、計画が主務大臣による認定¹⁵を受けた場合には、認定事業者は種々の政策的支援を受けることができる。

資源生産性の算出は、以下に掲げる計算式に基づく。企業等において、当該計算式により算出された資源生産性を原則 3 年間で相当程度¹⁶向上させる目標を設定する。なお、エネルギー消費量や二酸化炭素排出量の算定・把握については、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号、以下「省エネ法」という。）において一定規模以上の事業者エネルギー使用状況等の定期報告義務が課せられているため、そのフォーマットを利用することが検討されている¹⁷。

$$\text{資源生産性} = \frac{\text{付加価値}}{\text{エネルギー消費量 又は 二酸化炭素排出量}}$$

資源生産性を向上させるための企業等の目標達成に向けた取組としては、企業等の合併等により強みのある技術等を全体で活用すること、生産を効率的な事業所に集約し、効率化を図ること等の事業構造の変更や、研究開発の成果を活用して新型の設備を導入すること、システム導入による生産設備等の高効率化、物流システムの見直しに不可欠な倉庫の整備等の設備投資¹⁸、その他既存の設備の運転最適化や

¹³ 技術活用事業革新計画の廃止に伴い、事業再構築計画に外国関係法人が事業再構築のために行う措置に関して計画に含めることができるとの措置を行う。（改正産活法第 5 条第 5 項）

¹⁴ 「資源生産性革新」とは、事業者が行う事業の全部若しくは一部についての資源生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動又は相当程度高い資源生産性が見込まれる事業を行うことを目指した事業活動のうち、合併や会社の分割等又は当該事業者が保有する施設の相当程度の撤去若しくは設備の相当程度の廃棄等の事業者が行う事業の構造の変更若しくは事業者がその経営資源を活用して行う事業の分野若しくは方式の変更又は事業活動の効率化のうち組織再編を伴わないで行うものをいう。（改正産活法第 2 条第 8 項）

¹⁵ 具体的な認定要件については未定。

¹⁶ 達成すべき資源生産性の水準等については、経済産業大臣が定める基本指針において定める。（改正産活法第 3 条第 2 項第 5 号）

¹⁷ 資源生産性革新計画については、基本的に省エネ法上の定期報告義務を課せられている事業者による比較規模の大きな計画が策定されることを想定している。なお、報告義務のない事業者が計画を策定したい場合には、エネルギー消費量や二酸化炭素排出量の算出等計画に必要な事項について専門家を派遣する等のコンサルティング支援を行うことを検討している。

¹⁸ 資源生産性を向上させる事業活動に必要な設備又は施設のことをいい、「資源生産性革新設備等」と定義される。（改正産活法第 2 条第 12 項）

モーダルシフト¹⁹等が想定される。

ウ 資源制約対応製品生産設備導入計画

資源制約対応製品生産設備導入計画とは、優れた省エネ家電等社会の資源生産性を向上する資源制約対応製品²⁰等を製造するための設備投資に関する計画をいい、主務大臣によって計画が認定²²された場合には、認定生産設備導入資金の借入れに対する債務保証等の政策的支援が行われる。

資源制約対応製品としては、省エネ法におけるトップランナー基準²³を一定以上上回る²⁴家電製品（液晶テレビやエアコン、冷蔵庫等）やLED、燃料電池等が想定されており、具体的には主務大臣が定める。

エ 支援措置

前述した新たな2つの計画類型に対する政策的支援は、これら計画に対するインセンティブを高めるための税制、金融及び規制の特例による支援から成る。

税制支援²⁵に関して、資源生産性革新計画及び資源制約対応製品生産設備導入計画固有のものとしては、資源生産性革新設備等及び資源制約対応製品生産設備の導入に対して、2011年3月末までに導入した設備等については1年目に100%の即時償却を可能とした特別償却²⁶が認められる。また、従来の計画類型に適用されていた税制支援についても拡充が図られ、それらについても新たな計画類型に適用される。具体的には、会社分割に伴う不動産移転登記に係る登録免許税の軽減措置（0.8%から0.2%へ）が2010年3月末まで、また、認定事業者が事業譲渡を行う場合の不動産取得税の軽減措置（税率を1/6軽減²⁷）が2011年3月末まで延長され

¹⁹ 「モーダルシフト」とは、貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道・海運利用へと転換することをいう。環境保全意識の高い多くの企業では、社会的責任(CSR)と位置付けて、商品の生産から廃棄にいたるすべての場面で環境負荷の削減に取り組んでおり、その中でも、輸送における環境負荷の削減にはモーダルシフトやトラック輸送の効率化が有効であるとされる。(国土交通省・モーダルシフト促進キャンペーン2004)

²⁰ 「資源制約対応製品等」とは、資源の利用の制約による経済構造の変化に対応するために事業者が行う新たな市場の開拓に特に寄与することが見込まれる機器、装置又は設備として主務大臣が定めるもの(資源制約対応製品、改正産活法第2条第13項第1号)及び資源制約対応製品の一部として使用され、かつ、当該資源制約対応製品以外の機器、装置又は設備に使用されない半製品、部品又は原材料(専用部品等、同第2号)をいう。

²¹ 部品等を製造する事業者が計画を申請する場合には、最終組立メーカーと共同申請することが必要とされる。

²² 具体的な認定要件については未定。

²³ 「トップランナー基準」とは、省エネ法に基づき、民生・運輸部門のエネルギー消費の増加を抑えるため、エネルギーを多く利用する機器ごとに省エネルギー性能の向上を促すために設定される目標基準のことをいう。

²⁴ 資源制約対応製品の具体的な基準については、トップランナー基準にある商品の中でも市場における製品ラインナップのうちエネルギー効率で見た上位2割程度の製品を念頭に検討されている。

²⁵ 設備導入に対する特別償却や登録免許税の軽減等国税に該当するものについては所得税法等の一部改正(閣法第6号)により、不動産取得税の軽減措置等地方税に該当するものについては地方税法等の一部改正(閣法第10号)と本法案附則第16条による地方税法改正により措置される。

²⁶ 現行の特別償却の場合、初年度に普通償却(25%)に加えて取得価格の30%しか損金算入できない。なお、2012年3月末までの1年間は、資源生産性革新計画につき、機械装置に関する特別償却30%、建物に関する特別償却15%が、また、資源制約対応製品生産設備導入計画につき、特別償却30%が認められる。

²⁷ 土地につき3.0%から2.5%に、建物につき4.0%から3.3%に軽減される。

る。さらに、不動産取得税に関しては、事業譲渡に加えて資産譲渡を伴う組織再編案件の場合にも、当該軽減措置の適用が拡充される。

金融支援に関しては、認定事業者の資金繰り対策を目的として、認定事業者が資源生産性革新設備等や資源制約対応製品生産設備導入などの設備投資に必要な資金を民間金融機関から借り入れる際に、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が債務の保証²⁸を行う措置が講じられる。なお、当該保証制度は、従来の技術活用事業革新計画における中小機構による債務保証を拡充したものであり、改正後は設備投資に限らず、事業再構築等の措置を行うのに必要な資金の借入れに対しても適用される。また、その他の金融支援措置として、認定事業者に対する出資の円滑化を図るための措置が講じられる。（後述 2（4））

規制の特例による支援に関しては、資源生産性革新計画に対するものとして、特に資源生産性革新計画の策定が、資源生産性の向上に大きな効果をもたらすと予想される物流の分野において、貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）や貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）における許認可のみなし取得を認める措置が、また、既存の計画類型を含めて措置するものとして、後述（3（2））する鉱工業技術研究組合法改正に伴う技術研究組合を株式会社化する際の現物出資に関して、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく検査役による価値調査を免除する等の措置が、それぞれ講じられる。

（4）資金調達の円滑化

ア 改正の経緯

2008 年 9 月のリーマン・ブラザーズ証券の倒産によって金融危機は一層深刻化し、これに伴う内外需要の停滞は、我が国企業の経営状況を急速に悪化させることとなった。同年 10 月以降の金融市場における極端な信用収縮と企業のキャッシュフローの低下から、銀行間取引市場だけでなく、社債やコマーシャル・ペーパー（以下「CP」という。）の発行市場でも機能不全に陥り、中小企業のみならず、大企業や中堅企業においても銀行からの融資が必要な状況となった。一方で、銀行は、株価の低迷や企業における十分な手元流動性²⁹の確保が難しいことから、高額の貸出しには特に消極的であるとされ、一部の企業・中堅企業では資金繰りの難しさから、経営環境が急激に悪化していることが指摘された。

このような経済状況の中で、政府は緊急経済対策として、同年 10 月に「生活対策³⁰」

²⁸ 債務保証を受けられる事業者は産活法の認定事業者に限られるため主に中堅企業が対象となる。また、保証条件については現在検討中とされているが、保証限度額は 20 億円、保証割合は 50～70% が想定されている。なお当該保証制度については、法律の施行後、3 か月以内に施行される。

²⁹ 「手元流動性」とは、企業の営業規模に対して手元にどれだけすぐに取り崩せる資金があるかを示す指標のことをいい、この倍率が高いほど、企業の資金繰りにゆとりがあることを示す。（日経 Biz+Plus『経済新語辞典』<<http://bizplus.nikkei.co.jp/shingo/2146.html>>）

³⁰ 新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定（2008.10.30）

を、同年12月に「生活防衛のための緊急対策³¹」を相次いで策定し、その中で、株式会社日本政策投資銀行（以下「政投銀」という。）及び株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）による金融危機対応業務の発動、株式会社日本政策金融公庫（以下「政策公庫」という。）の危機対応業務³²を活用した大企業・中堅企業に対する資金繰り対策が掲げられた。これらを受けて、具体的な施策として、大企業・中堅企業を対象とした政投銀や商工中金による低利融資及び政投銀を活用したC Pの買取りが現在まで行われているところである³³。なお、リスクが高い案件に対応するため、低利融資やC P買取りに係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合には、弁済されなくなった額の一部の補てんを政策公庫が行う³⁴。

イ 指定金融機関の出資に対する損失補てん

大企業・中堅企業に対するこれまでの資金繰り対策としては、前述したとおりであるが、これら企業の中には、今後の収益性が見込まれる事業計画を有しているものの、世界的な金融危機の影響を受けて、融資を受けることが困難な企業が出てくるおそれがある³⁵。このため、現在の融資やC P等の買取りだけでは対応が不十分であるとの判断から、今回の改正によって、指定金融機関³⁶による出資についても政策公庫が公的信用を付与することができることとし、これら企業の資金調達環境を改善する制度の創設が行われる。具体的には、指定金融機関は、産活法の認定企業のうち、国民経済に及ぼす影響が大きく³⁷、かつ、当該出資を前提として、他の民間金融機関が協調して融資を行う予定のある企業に対して出資を行うことができる。なお、投資先企業の倒産等により、出資元本に損失が生じた場合に、指定金融機関に係る当該損失の一部（5～8割程度³⁸）を政策公庫が補てんする³⁹。

³¹ 経済対策閣僚会議決定（2008.12.19）

³² 「危機対応業務」とは、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号、以下「政策公庫法」という。）第2条第5号に規定する、特定資金（内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な資金であって政令で定めるもの（同第4号））の貸付け、特定資金に係る手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受け、特定資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得又は特定資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けのうち、政策公庫からの信用の供与を受けて主務大臣が指定する指定金融機関が行うものをいう。

³³ 2008年度については、低利融資1兆円、C Pの買取り2兆円の合計3兆円が平成20年度第二次補正予算で措置された。2009年度については、2008年度の額と同程度の規模が予定されていたが、企業の資金需要増加が見込まれることから拡大することが検討されている。

³⁴ 政策公庫法第11条第2項第2号

³⁵ 企業が金融機関から融資を受ける際の審査では、自己資本比率（自己資本×100/総資本）が重要な指標とされ、一定の条件を満たすことで融資が行われる。このため、自己資本が減少すると融資が引き上げられる可能性があり、企業の資金調達に大きく影響する。世界的な金融危機の影響による急激な売上げ悪化等は企業の運転資金不足を招き、結果として内部留保が減少して自己資本比率が低下するケースなどが想定される。

³⁶ 現在までに指定金融機関に指定されているのは政投銀及び商工中金の2機関のみであり、商工中金の業務には出資がないため、出資業務は政投銀に限られることから、当該制度は中小企業を念頭に置いたものではないとされる。また、他の金融機関による指定金融機関への新たな認定申込みの予定はない。

³⁷ 具体例として、雇用規模が大きい企業や当該企業に代替困難な基幹部品等の相当割合を供給している企業などが想定される。

³⁸ 個別事例における損失補てん割合は、政策公庫と政投銀の契約によって決定される、原則5割とし、社会的

なお、大企業・中堅企業における資金繰り円滑化は緊急の要請であり、当該制度に関する規定は、本法案の公布の日から施行されることとされている。

(5) オープン・イノベーションの促進

ア オープン・イノベーション促進の必要性

オープン・イノベーションとは、企業が技術の自前主義に拘泥せず、イノベーションのプロセスを社外の知識やアイデアに対してオープンにし、それらを吸収し自らもインプットを行うことで、自社及び社会全体のイノベーションを活性化しようとするものである⁴⁰。技術の分野を超えた融合は新たな付加価値を生むと考えられており、オープン・イノベーションは世界における研究開発の主流になりつつある。このような流れの背景には、将来事業化に必要な技術をすべて予見して企業内又は系列内で開発するよりも、中小企業やベンチャーで開発した技術をうまく組み合わせる方が、事業化のスピード、研究開発の効率性という観点からより優れていること、環境、エネルギー、健康といった新たな課題に対応するためには技術の組替えと新たな融合によるソリューションが必要とされるなどニーズ側のけん引があることなどが挙げられる⁴¹。

しかし、我が国の研究開発においては、それぞれの企業、大学、研究機関等にいまだに多くの貴重な研究成果や技術が分散・埋没しており、また、最近になって自社にない技術を外部に求める動きは多少活発になってきてはいるものの、技術開発における異分野交流は依然として乏しく、多様な組織に分散している技術の縦割りを超えて活用するという意識・機能が低いことが指摘されている。さらに、研究開発から実用化に至るまでに必要とされる研究開発資金や分散した技術を集約、事業化するために必要な資金の供給という点においても、他の先進国と比較して、ぜい弱性は否めず、プロデュース機能を担う人材も不足している状況にある。

そこで、前述した「新経済成長戦略改訂版」では、資源価格の高騰とそれに伴う交易条件の悪化による資源国等への所得流出が、我が国経済の体力消耗をもたらしており、このような状況を打開し、我が国から流出した所得を環流させるような新たな成長メカニズムを確立させるために、新たな付加価値を創出するイノベーションの促進が必要であると指摘する。また、一方で、市場のグローバル化やIT化の急速な進展により、知的財産や情報のグローバル化が進み、研究開発の分野においても、企業や国の壁を越えて研究開発成果を活用する「オープン・イノベーション」が進展していることを踏まえて、我が国が持つ無形資産を生み出すための高い能力

影響が大きい場合などは8割で対処することが検討されている。

³⁹ 平成21年度当初予算では、政策公庫による融資・出資への補てん額の限度額である1兆4,686億円の内数で実施する予定である。

⁴⁰ ヘンリー・チェスブロウ(著) 諏訪暁彦(解説) 栗原潔(翻訳)『オープン・ビジネスモデル 知財競争時代のイノベーション』(翔泳社 2007.11.20) 29頁

⁴¹ 産業構造審議会新成長政策部会基本問題検討小委員会『知識組替えの衝撃 - 現代産業構造の変化の本質 - 』(2008.7) 31頁

を十分にいかし切るためには従来型の自社内研究開発システムを組織横断的に改革し、企業・業種・大学・国境の壁を越えた「オープン・イノベーション」を軸とした、技術・人材・資金を集中的かつ機動的に投入する仕組みを構築する必要がある⁴²と指摘する。

今回、世界的なオープン・イノベーションの動きを踏まえ、これに必要な人材や長期資金が集中投入できる仕組みを具現化することで、我が国におけるオープン・イノベーションを推進すべく、産活法の改正に「株式会社産業革新機構」(以下「機構」という。)の創設が盛り込まれた。

イ 機構の目的

本法案では機構の目的を、最近における国際経済の構造的な変化に我が国産業が的確に対応するためには、自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じた産業活動の革新が重要となっていることにかんがみ、特定事業活動⁴³に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、我が国において特定事業活動を推進することと規定する。つまり、構造的な資源高という制約の下で、今後は成長性の高い市場を獲得することが必要であり、大企業、中小企業、ベンチャー、大学等に分散している十分実力を発揮できていない技術、事業を集約して、環境エネルギーや医薬(ライフサイエンス)分野等の市場獲得に必要な力強い事業を育成するため資金供給等の支援を行うことを目的としている。

ウ 機構の組織、運営等

機構⁴⁴は、発行済株式総数の半数以上を政府が保有する株式会社として設立⁴⁵され、2025年3月までの約15年間を存続期間とする。機構に対する政府の出資比率は全体の1/2以上を予定しており、平成21年度予算において、機構に対する出資金に充てるため400億円が計上されている⁴⁶。なお、経済産業省としては、機構が存続する間の全体の投資規模を約2,000億円と想定しており、政府出資を呼び水として、その半分の約1,000億円について民間による出資を募りたいと期待する⁴⁷。

⁴² 『知的財産推進計画2008』(2008.6.18 知的財産戦略本部)、『経済財政改革の基本方針2008』(2008.6.27 閣議決定)、『低炭素社会づくり行動計画』(2008.7.29 閣議決定)及び『知識組替えの衝撃 - 現代産業構造の変化の本質 -』(前掲脚注41)の中でも、国内に分散する技術や人材について組織を超えて大胆に集約し、新たなビジネスモデルを生み出すための研究開発、事業化を支援し、長期リスクマネーを供給する仕組みの必要性について指摘されている。

⁴³ 「特定事業活動」とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動をいう。(改正産活法第2条第14項)

⁴⁴ 機構の組織は、2003年4月に創設された株式会社産業再生機構(2007年3月解散)をモデルとする。

⁴⁵ 機構の発起人の人選については未定。

⁴⁶ 支出元は財政投融资特別会計投資勘定。

⁴⁷ 民間出資者には中東産油国の政府系ファンドも予定されている。なお、これらの外資系ファンドから我が国に対する投資資金の供給を促進するため、投資事業有限責任組合及びこれに類する外国組合(LPS等)に出資を行う特定の非居住者・外国法人に対し、株式譲渡益について我が国では非課税にする税制上の特例措置が

機構の運営は、民間人材が主体となって行われる⁴⁸。機構には経済産業大臣の認可を受けて取締役及び監査役が置かれ⁴⁹、さらに、取締役会からの委任を受けて、特定事業活動支援の対象となる事業者及び当該特定事業活動支援の内容の決定等重要事項に対する意志決定をするための機関として、産業革新委員会が設置される。産業革新委員会は3人以上7人以下の取締役である委員から組織され、委員の互選によって委員長が選出される。委員は取締役会の決議によって決められ、その選定は経済産業大臣の認可を受けて効力を生じる。委員会は、委員長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の2/3以上の出席によって開くことができ、委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

エ 機構の業務

機構の主な業務は、革新的な経済産業構造への転換に資する事業等に対して資金供給を行うことであり、具体的には、オープン・イノベーションに対応した新たなビジネスモデルを取り入れて事業を行う者に対して、又はそれらの事業者に出資等を行っている投資事業有限責任組合等（子ファンド）に対して親ファンドとして、出資⁵⁰を行うことである（図1参照）。機構による直接若しくは間接的な出資先としては、特許の組合せ、研究開発資金の提供等により技術開発の流れを主導する「日本版インテレクチュアル・ベンチャー」、企業に眠る技術・人材を活用し、ベンチャーを組成して事業化する「技術資産事業化ファンド」、行き詰まった研究開発ベンチャーのうちバイオ等の有望な技術を買収・支援し、事業化する「研究開発ベンチャー再生ファンド」などが挙げられる。なお、機構の業務としては、その他に、特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する専門家の派遣や助言、知的財産権の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密の開示等がある。

機構が特定事業活動の支援の対象となる事業者及び特定事業活動支援の内容を決定するに当たって従うべき支援基準については、経済産業大臣が定めることとし、実際に支援を決定する際には、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

機構の業務に対する評価⁵¹については、経済産業大臣が機構の事業年度ごとの業務の実績について評価を行うことが義務づけられ、評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対して当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

講じられる。（所得税法等改正案（閣法第6号）により措置）

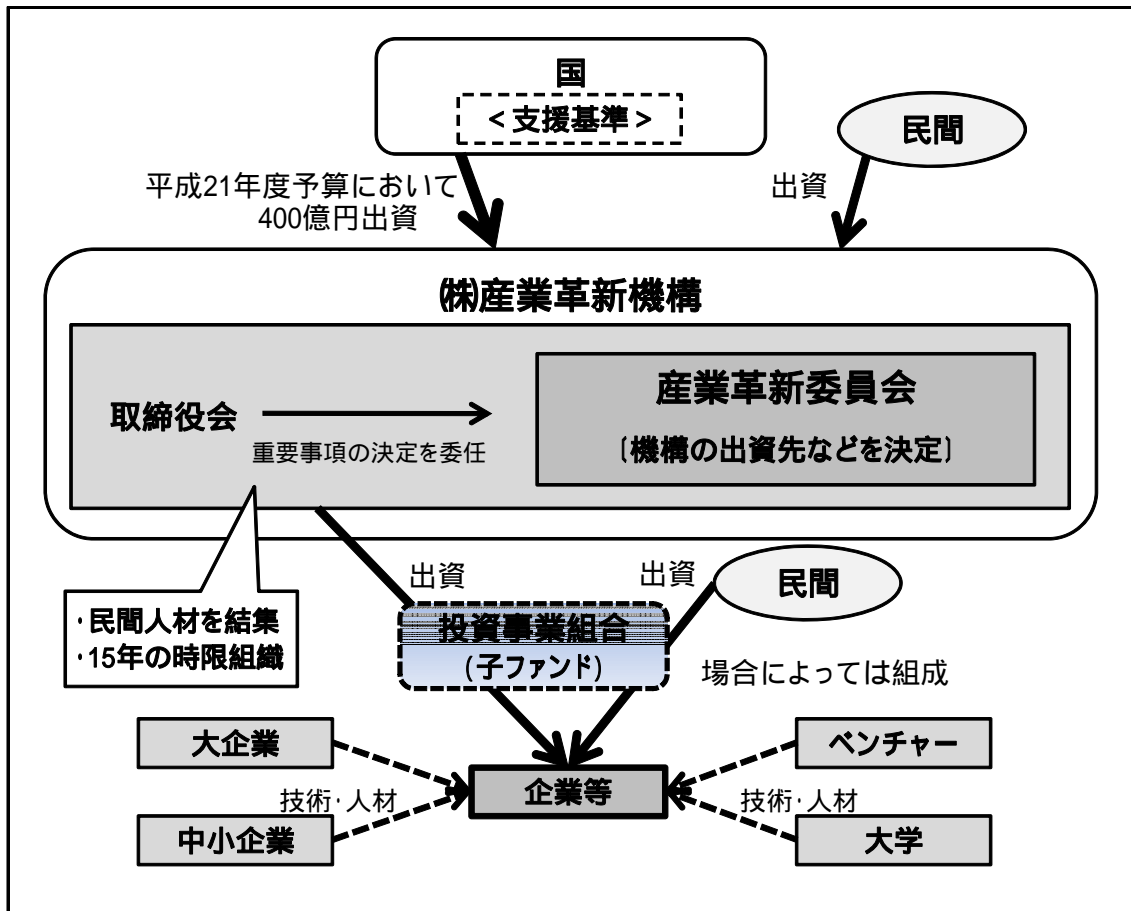
⁴⁸ 具体的にはファンド事業や技術及び知的財産に精通した人物が想定されている。

⁴⁹ 取締役及び監査役等の人選については未定。

⁵⁰ 資金供給の手段としては、出資のほか、非営利法人に対する基金の拠出、対象事業者に対する貸付け、対象事業者が発行・保有する有価証券の取得、対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得、対象事業者の発行する社債及び資金の借入に係る債務の保証、機構自らが対象事業者のためにファンドの組成を行うためにする有価証券の募集又は私募がある。（改正産活法第30条の23第1項）

⁵¹ 業務の実績に対する評価に関する規定は、株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号）にはなかったもの。

図1 機構の仕組みと実施体制



(出所) 経済産業省資料

(6) 中小企業に対する事業再生支援の強化

ア 改正の趣旨と背景

世界的な金融危機の影響により、我が国の景気は急速に悪化を始め、それまでの資源高によって落ち込んでいた中小企業の景況感は一段と悪化することとなった。これまで政府は、中小企業に対する支援策として、中小企業が民間金融機関から資金を調達する際に信用保証協会の100%保証が付く、いわゆる「緊急保証制度」(2008年10月から開始)を開始し、また、セーフティネット貸付の金利・貸付条件の見直しを行うなど中小企業の資金繰りが円滑に行われるための施策を講じてきた。しかし、内外需の停滞により、中小企業の受注が減少している状況の中では、一時的な資金繰り対策は単なる延命措置に過ぎず、企業の財務状況を根本的に改善するものではないため、地域の経済活動に貢献している優良な事業部門を有する中小企業でさえもその事業を存続していくことが難しい状況にある。なお、前述した「新経済成長戦略改訂版」でも、中小企業における、不採算部門からの撤退等を図り、将来性のある事業の継続を可能とする抜本的な事業再生を推進する必要性が指摘されている。

そこで今回の改正により、中小企業が地域経済の活力の源であること、また、雇用の受皿となっていることから、その重要性にかんがみ、財務状況が悪化している中小企業者の将来性のある事業を、会社分割や事業譲渡により他の事業者へ承継させ、その再生を図ることを支援するため「中小企業承継事業再生計画」の認定制度を創設する。

イ 中小企業承継事業再生計画

中小企業承継事業再生⁵²計画とは、財務状況が悪化している中小企業における優良な事業を存続させるため、将来性のある当該事業を会社分割や事業譲渡により別法人に切り出して継続を図るとともに、不採算部門を残した旧会社については特別清算⁵³などにより清算する第二会社方式（図2参照）による再生計画をいう。計画は特定中小企業者⁵⁴及び承継事業者⁵⁵が共同で作成し、主務大臣に申請⁵⁶することになるが、申請までの間に、公正なプロセスを経て、債権者である金融機関の同意を得ていることが必要とされる⁵⁷。計画が主務大臣による認定⁵⁸を受けた場合には、認定事業者は種々の政策的支援を受けることができる。

企業の経営状況が厳しいほど、より抜本的な再生手法が必要となるが、利害調整コストや制度的な課題も大きくなる。その中でも、第二会社方式は抜本的な再生手法とされ、近年、中小企業再生支援協議会における再生手法を見ても、第二会社方式が占める割合が増加している。第二会社方式のメリットは、債権放棄の手続が不要であり、税務上の損金算入の手続が容易であることから金融機関の協力が得られやすいこと、また、想定外債務のリスクが遮断されることからスポンサーの協力が得られやすいことが挙げられる。

⁵² 「中小企業承継事業再生」とは、特定中小企業者が会社の分割又は事業の譲渡によりその事業の全部又は一部を他の事業者へ承継させるとともに、当該事業者が承継した事業について収支の改善その他の強化を図ることにより当該事業の再生を図ることをいう。（改正産活法第2条第22項）

⁵³ 「特別清算」とは、解散後の株式会社につき、清算の遂行の支障又は債務超過の疑いがある場合に開始される裁判上の特別の清算手続をいう。清算会社は資産と負債をゼロにしなければ清算は終了せず、債務超過でない場合は債務を弁済して負債をゼロにして残余財産分配の手続をとればよいが、債務超過の場合には債権者から一部債務免除を受けて債務を減らさなければ清算は終了しない。

⁵⁴ 「特定中小企業者」とは、過大な債務を負っていることその他の事情によって財務の状況が悪化していることにより、事業の継続が困難となっている中小企業者をいう。（改正産活法第2条第21号）

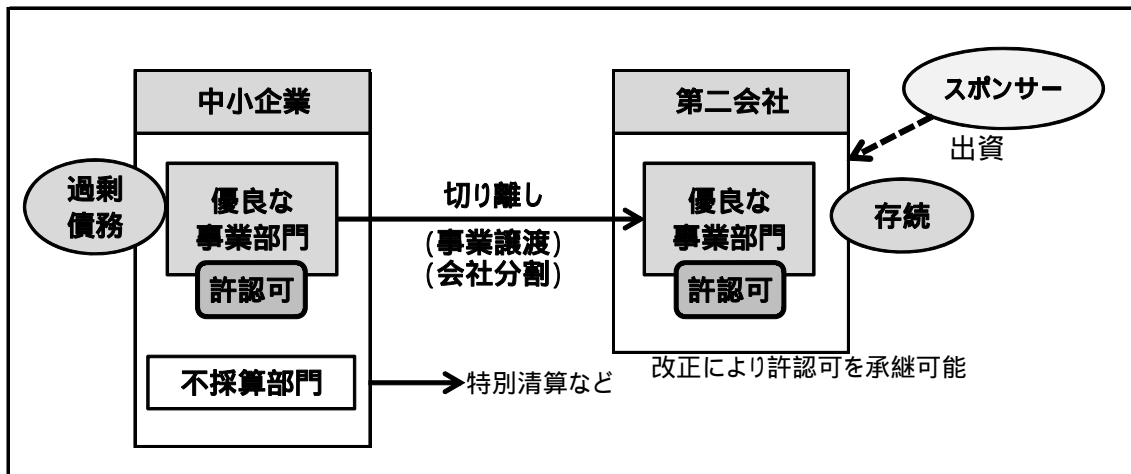
⁵⁵ 「承継事業者」とは、中小企業承継事業再生により事業を承継する事業者をいう。（改正産活法第2条第23号）

⁵⁶ 申請可能な期間は、産活法における他の事業活動計画等と同様に、平成28年3月末までとする。（改正産活法第39条の2第1項）

⁵⁷ 当該計画における債権カットの対象はあくまで金融債権であり、金融機関以外の債権者が持つ商業債権については保全されることになる。

⁵⁸ 中小企業庁が2008年12月に中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会経営支援部会に提出した資料によると、主な認定要件としては、有利子負債/キャッシュフロー>20、公正なプロセスを経て、債権者である金融機関の同意を得ていること、計画期間終了時点で、事業収支・財務状況が改善すること、事業承継時点で承継事業にかかる従業員のおおむね8割以上の雇用が確保されること、労働組合等への説明等、従業員

図2 第二会社方式による中小企業の事業再生



(出所) 経済産業省資料

ウ 支援措置

前述したとおり、第二会社方式は社会的なニーズに対応した抜本的な事業再生手法であると言えるが、従来の第二会社方式による事業再生では、第二会社が営業上の許認可を再取得する必要がある場合、事業期間に空白が生じること、事業用不動産等の移転に伴う税負担が発生すること、事業取得などのために新規の資金調達が必要であること等の課題が指摘されていた。そこで、今回の改正により以下の支援策が講じられることとなった。

事業上の許認可に関して、旧会社が有する事業に係る許認可⁵⁹について、第二会社が承継できる特例が措置される。これにより、事業期間に空白が生じないスムーズな事業譲渡等が可能となる。なお、第二会社が許認可を承継する必要がある場合には、計画にその旨を記載するとともに、計画を認定する際には、主務大臣は当該許認可をした行政庁と協議し、その同意を得なければならない。

税制支援に関して、事業に必要な資産の移転に際しての登録免許税や不動産取得税の軽減が図られ、会社分割による不動産の所有権移転の登記について税率が0.8%から0.2%に、事業譲渡による不動産の取得について税率が土地に関して3.0%から2.5%に、建物に関して4.0%から3.3%にそれぞれ軽減する等の措置が行われる。

金融支援に関して、第二会社が事業を取得する際やその後の運転資金に対する多額の資金需要に対処するため、政策公庫による融資につき基準金利から0.9%引き下げる低利融資の創設、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）の特例に

との適切な調整が図られていること、取引先中小企業の利益を不当に害さないこと、が挙げられる。

⁵⁹ 許認可は「特定許認可等」のこと。「特定許認可等」とは、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号の許認可等であって、それに基づく地位を特定中小企業者が有する場合において当該地位が承継事業者に承継されることが中小企業承継事業再生の円滑化に特に資するものとして政令で定めるものをいう。（改正産活法第39条の2第3項）なお、政令で定める部分については、関係省庁との協議を経て限定列举することが検討されており、現在のところ、旅行業、旅館業、貨物運送業、建築業等が想定されている。

よる信用保証の別枠化⁶⁰及び中小企業投資育成株式会社(昭和38年法律第101号)の特例による投資育成会社の出資対象範囲の拡大⁶¹が行われる。

3. 鉱工業技術研究組合法及び産業技術力強化法の一部改正

(1) 改正の背景

オープン・イノベーションの促進の必要性とそのための資金供給等を行う体制の整備については前述(前掲2(5))したとおりであるが、産業構造審議会産業技術分科会基本問題小委員会が2008年12月に示した中間取りまとめ⁶²では、我が国の研究開発効率が他国に比して急激な低下を続けていることにかんがみ、研究開発における効率の向上という観点から、オープン・イノベーションを推進していくための制度面での更なる取組が必要であると指摘する。具体的には、企業の連携がいまだ十分進展していないことを受けて、共同研究開発のための組織の整備の必要性が、また、企業と公的研究機関の連携による研究開発の減少という事態を受けて、公的資金による研究資源や研究成果の適切な活用(試験研究独立行政法人⁶³と事業者との連携促進、特許資源の活用等)が提言されており、そのための制度整備として、鉱工業技術研究組合法(以下「鉱組法」という。)及び産業技術力強化法(以下「産技法」という。)を改正する方向性が示された。今回の改正はこれらを受けて行われるものである。

(2) 鉱工業技術研究組合法の一部改正

ア 共同研究を実用化するための株式会社転換等

鉱工業技術研究組合制度⁶⁴は、研究に必要な経費を賦課金の形で各構成員に負担させる点に特徴があり、一社だけでは経費を負担できない基盤研究やユーザーとの協同開発など、現在でも活用されている。しかし、本制度は、研究終了に際して、そのまま製品製造などの事業を開始することができず、研究成果を共同で実用化するためには、別の株式会社等に成果を含む事業の譲渡を行った上で、当該組合を解散し、清算する必要があるが、その煩雑さから、それらは実際には行われていない状況である⁶⁵。そこで、研究組合を実用化のための協同出資会社に組織変更する二

⁶⁰ 融資の限度額は、普通融資で2億円、無担保融資で8,000万円、特別小口融資で1,250万円までとする。

⁶¹ 投資育成会社による出資対象範囲である資本金上限枠を引き上げ、資本金3億円を超える企業についても出資可能とする。

⁶² 産業構造審議会産業技術分科会基本問題小委員会『オープン・イノベーションを促進するための総合的な制度整備の方向性について 中間取りまとめ』(2008.12)

⁶³ 「試験研究独立行政法人」とは、独立行政法人のうち高等専門学校を設置する者であるもの以外のものであって、試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるものをいう。(改正産技法第17条第1項第4号) 新たに対象となる独立行政法人としては、独立行政法人産業技術総合研究所や独立行政法人情報通信機構、独立行政法人物質材料研究機構等が予定されている。

⁶⁴ 「鉱工業技術研究組合制度」は、外国技術の導入依存脱却と国産技術振興の観点から、単独では行い得ない巨額の資金を要する大規模技術開発を多数の協力者で実施する必要があることから、昭和36年に設けられた。(前掲脚注62) これまでに182組合が設立され、現在は次世代半導体材料技術研究組合等32組合が活動している。

⁶⁵ 前掲脚注62

ーズに応えるため、今回の改正により、技術を迅速に事業化するための株式会社等への組織変更、事業ごとの分割ができる規定⁶⁶等を創設する。

イ 対象技術と組合員資格の拡大

鉦組法は従来「鉦工業」の生産技術の向上を図ることを目的としていたが、技術研究組合制度については農業、医療、電気通信などの分野においても、その活用により成果が見込まれるため、対象技術を産業技術全体に拡大する。これに伴い、法律の題名を「技術研究組合法」に改める。

また、産学官の連携を進めるため、組合員の資格に関する規定を改め、国立大学法人や独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）等の産業技術研究法人⁶⁷に対しても組合員資格を付与する。

ウ 関連施策

本改正に付随した税制支援として、2009年度税制改正において、2008年度までの特例措置であった研究組合が賦課金をもって試験研究用資産を取得し、これを1円まで圧縮記帳した場合における減額した金額を損金に算入することができる所得計算の特例に関して、これを2010年度末まで延長する。なお、技術研究組合の組合員が組合に対して支払う賦課金については、引き続き研究開発税制の対象とされ、試験研究費の一定割合の金額がその事業年度の法人税額から控除される。

また、金融支援として、技術研究組合制度が中小企業者の集まりにも活用可能であることにかんがみ、資金面における中小企業者の信用力を補完するための制度を整備するため、政策公庫から組合員への融資に際し、貸出しに係る基準を改める措置を行う⁶⁸。

(3) 産業技術力強化法⁶⁹の一部改正

ア 試験研究独立行政法人と企業との連携強化

公的資金により国、独立行政法人等が実施する研究については、その成果を企業が実用化することで政策目的の達成が図られることが重要であることはもちろん、現下の厳しい経済状況においては、我が国の企業がその研究資源及び研究成果を効率的かつ適切に活用し、技術力向上を図ることが重要である。企業と公的研究機関

⁶⁶ 本法案による改正鉦組法では、組織変更は株式会社又は合同会社への組織変更に関する規定が、合併は吸収合併、新設合併に関する規定が、新設分割は組合、株式会社又は合同会社を設立する新設分割に関する規定がそれぞれ設けられている。

⁶⁷ 「産業技術研究法人」とは、独立行政法人及び地方独立行政法人であって、産業活動において利用される技術に関する研究及び開発並びにその成果の移転に関する業務を行うものをいう。（改正産技法第2条第3項）

⁶⁸ 前掲脚注62によると、2/3以上を中小企業が占める技術研究組合につき、政策公庫の低利融資を組合員に対して行うことを可能とする。具体的には貸出額を上限2億7,000万円までとし、金利（特利3を適用）の優遇措置を設ける。

⁶⁹ 「産業技術力強化法」は、我が国の持続的な発展を図り、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。（現行産技法第1条）

の連携による研究開発は、研究の成功によって企業及び社会に利益がもたらされるのみならず、当該機関に知見が蓄積されることで他の研究の実用化等が促進されるなど、当該研究機関を結節点として社会に利益が波及するという特性をも有している。そこで、公的研究機関と企業の共同研究等について、試験研究独立行政法人が産業技術力を強化するための社会的責務を明確にしつつ、連携を促進するための改正を行う⁷⁰。

また、公的研究機関が現在保有している特許権等⁷¹については、ライセンス許諾件数が少なく、その多くが活用されていない。これら埋もれている特許権等が企業において活用されることになれば、イノベーションを促進する効果が期待できるため、一定期間⁷²実施されていない国有特許等を時価よりも低廉な価格で許諾することができる制度を創設する。

イ 特許料等の特例

研究成果を普及、活用するためにはそれらを権利化して運用する必要があるが、一般的に試験研究機関は経済事業を行わないため資力に乏しく、また、自ら事業活動を行わないため特許を取得する動機が弱いとされる。そこで、試験研究独立行政法人が共同研究成果を承継した場合に、特許料や審査請求料について減額する特例⁷³を設け、研究成果の権利化を促進し、試験研究独立行政法人における研究成果の普及、活用を促進する。

ウ 研究成果を国内へ還元するための施策

バイ・ドール特許に関しては、権利の移転等に対して何ら制限がないと、成果を活用する意思のない者に権利移転等されてしまう危険があるため、研究成果の活用を図るバイ・ドール規定⁷⁴の目的を達成することができなくなるおそれがある。そこで、日本国内における活用の可能性がなくなるような権利移転、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼす権利移転等がなされないよう、権利移転等に際して、あらかじめ国の承認を受けることを約させる規定を設ける。当該規定により、技術や研究開発の成果が安易に海外に流出していくことを防止でき、確実に国内に還元することが可能となる⁷⁵。

⁷⁰ 前掲脚注 62

⁷¹ 特許権及び実用新案権をいう。

⁷² 3年間を前提に検討されている。

⁷³ 第1年から第3年までの各年分の特許料の1/2、また、審査請求料の1/2が軽減される。

⁷⁴ 前掲脚注 5 なお、2007年の産活法等一部改正により産活法から産技法へ移管された。

⁷⁵ 経済産業省『技術情報等の適切な管理の在り方に関する研究会報告書』（2008.7.28）46～47頁参照。また、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率の推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第41条では、国の資金により行われる研究開発の成果について、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる国外流出の防止に必要な措置を講ずると規定する。

エ 関連施策

本改正に付随した税制支援として、試験研究独立行政法人と民間企業との共同研究を促進するため、試験研究独立行政法人との共同・委託研究費を特別試験研究費⁷⁶の範囲に加え、法人税の控除額を10%から12%に上乘せする措置を行う。

4. 今後の課題

(1) 資源生産性向上に対するインセンティブの付与

経済産業省によると、資源生産性革新計画における認定事業者としてはエネルギー消費量の多い比較的規模の大きな事業者を想定しているとするが、我が国産業構造の革新を広く進めていくためには、産活法における計画認定ありきのものではなく、規模の大小や特定の業種に捕らわれないすべての事業者が資源生産性の向上を意識しなければならない。そこで、認定事業者だけが資源生産性の向上に努め、それ以外の事業者は全く努力しなくてもよいとならないよう、基本指針に定める資源生産性に関する基準をクリアできず計画策定が難しい事業者に対しても、付加価値を高める等の資源生産性向上を積極的に実践できるようなインセンティブを与える制度の創設が必要である。

(2) 事業計画の認定と雇用に対する配慮

今回の改正によって、中小企業承継事業再生計画を含む事業活動計画すべてにおいて、事業者が計画を策定・実施するに際しては、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、当該労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされた。また、主務大臣がそれぞれの計画を認定する要件にも、雇用する従業者の地位を不当に害するものでないことが求められている。現下の経済状況を踏まえ、事業者による雇用の維持は社会全体の要請であり、元来弱い立場にある従業者の声を無視した事業主本位の計画策定は到底看過できるものではない。そこで、主務大臣が事業者から計画の申請を受けたときは、事業者が真摯な対応を採ったどうかにつき従業者から直接ヒアリングを行うなど雇用の配慮に対するより具体的な対応が必要である。

(3) 機構の事業ロードマップの早期明確化

経済産業省によると、機構による出資が呼び水となり、民間から総額約1,000億円の出資を期待しているとするが、これまでに同種のリスクマネーが市場に出てきていない事実を踏まえれば、民間出資を呼び込むためには機構が早期に事業の方向性を示し、どのような方針で、どのような分野を支援して、その結果どのような成果を生むことができるのかといった明確かつ具体的な事業ロードマップを公表する必要がある。また、機

⁷⁶ 「特別試験研究費」とは、試験研究費の額のうち、国の試験研究機関又は大学と共同して行う試験研究、国の試験研究機関又は大学に委託する試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究などに係る試験研究費をいい、一定割合の金額がその事業年度の法人税額から控除される。(国税庁ホームページ<<http://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5443.htm>>)

構から出資される資金の原資が公的資金であることにかんがみれば、機構の出資は、今後我が国産業の持続的発展をけん引していく可能性があるものとして大きく期待される分野に集中的に投入されるべきものであり、その意味においても、機構のロードマップは我が国産業の道標となり得るものとして重要な位置付けとなる。

(4) 機構に対する適正な業務評価

機構による長期リスクマネーの供給原資が公的資金であることにかんがみれば、機構の業務実績に対して評価が行われることは当然であり、今回の改正で、評価を義務付ける規定が盛り込まれることとなったのは適正な措置であるが、評価者を唯一経済産業大臣としたことに不透明感が残る。経済産業大臣は産業革新委員会における委員の選任等機構に対して多くの権限を有しており、機構の事業に少なからず影響を持つ。つまり、経済産業大臣による業務の評価は、いわゆる身内の評価になりかねない。評価は、評価委員会の設置等第三者により行われるべきであり、評価委員会の評価を受けて、経済産業大臣が必要な業務改善命令等を行う仕組みが必要である。また、評価基準が明確にされないまま評価が行われることになれば、事業活動に対するリスク評価が高度な専門性を必要とすることを理由に、国民には理解しにくい緩慢な評価が行われかねないため、少なくとも評価基準を明確にし、国民に示す必要がある。

5. おわりに

世界的な資源高と金融危機がもたらした 100 年に一度と言われる厳しい経済情勢は、我が国産業が今後持続的な発展を続けていくためには、その構造を抜本的に見直すとともに、思い切った革新が不可欠であることを改めて強く認識させる契機となった。我が国経済の中長期的な成長を確保していくためにも、本法案の果たす役割は大きく、国会における活発な議論が期待される。

【参考文献】

工藤政行「経済産業行政における当面の主要課題について」『立法と調査 No.288』(2009.1.13)

『新経済成長戦略 フォローアップと改訂』(2008.9.19 閣議決定)

産業構造審議会産業技術分科会基本問題小委員会『オープンイノベーションを促進するための総合的な制度整備の方向性について 中間取りまとめ』(2008.12)